債権者集会招集

令和７年（フ）第６７２号
愛知県岡崎市井田町字稲場１番地１、前住所
愛知県刈谷市一ツ木町菰８番地36
破産者　山本　健志
１　期日　令和８年11月10日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年９月１日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１９号
宮崎市大字本郷北方2154番地10
破産者　河野　裕城
異議申述期間　令和８年10月14日まで
令和８年９月２日　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６０号
大阪府泉佐野市南泉ケ丘１丁目２番19号（１―201）
破産者　平原　大地
異議申述期間　令和８年10月23日まで
令和８年８月28日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２５８０号
大阪市平野区瓜破１―３―22　ふれあぷらんどーる203号室、住民票上の住所大阪市平野区瓜破西１丁目１番２―306号
破産者　池田　久美
異議申述期間　令和８年10月27日まで
令和８年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０３６号
東京都新宿区新宿６丁目27番30号
清算株式会社　リデン株式会社
代表清算人　高木　啓暁
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１７号
東京都三鷹市深大寺一丁目３番１号
清算株式会社　株式会社三輪越商店
代表清算人　三　輪　春　美
１　決定年月日　令和８年８月２７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第５号
富山市上袋１００番地１アピタ富山店２Ｆ
清算株式会社　株式会社北陸エンタープライズ
代表清算人　星野圭祐
１　決定年月日　令和8年8月26日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の場所及び端数の処理
ア　協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
イ　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち、第３において規定する経営者債権に該当しないものをいう。
２　遅延損害金及び利息の免除
一般債権のうち、令和８年２月２１日以後の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
３　最終弁済及び放棄
ア　清算株式会社は、その資産の換価処分が終了した後遅滞なく、以下の方法にて最終弁済を行う。
⑴　令和８年３月１０日付弁済計画案に基づいて行った基本弁済をすべて持ち戻した上で、各一般債権者の令和８年２月２１日時点の債権額（同日時点での元本額並びに同日の前日までに発生した利息及び遅延損害金の合計額）から、実際に受領した保全弁済額を控除して各一般債権者の非保全残高（以下「協定債権額」という。）を算定し、すべての一般債権者の協定債権額の合計額（以下「協定債権額合計額」という。）を算定する。
⑵　弁済の対象となる弁済原資総額（同弁済計画案に基づいて行った基本弁済を含む。）を⑴により算定された協定債権額合計額で除する方法により最終弁済率を算定する。
⑶　⑴により算定された各一般債権者の協定債権額に⑵により算定された最終弁済率を乗じた金額をもって各一般債権者に対する弁済総額とし、同額から各一般債権者が既に受領済みの基本弁済額を控除した残額をもって、最終弁済における具体的弁済額を決定する。
⑷　清算株式会社は、⑶により算定された具体的弁済額を、最終弁済として支払う。
イ　一般債権者は、前号の弁済を受けた時に、残余の一般債権を放棄する。
第３　経営者債権
１　経営者債権の定義
経営者債権とは、協定債権のうち川添貴一郎、川添武子及び川添光央が有するものをいう。
２　経営者債権についての免除
経営者債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
以　上
富山地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第２０２２号
東京都千代田区麹町三丁目３番地ＫＤＸ麹町ビル４階
清算株式会社　株式会社ナイルワークス
代表清算人　足立　学
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　本協定において、協定債権者とは、別紙のＮｏ．１からＮｏ．７記載の７社をいう。
２　本協定において、協定債権とは、協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元金、利息、遅延損害金等を全て含む）をいう。
３　本協定において、弁済対象債権とは、協定債権のうち、やまびこ債権回収株式会社（別紙Ｎｏ．２）、株式会社高知銀行（別紙Ｎｏ．３）、株式会社りそな銀行（別紙Ｎｏ．４）及び東京信用保証協会（別紙Ｎｏ．５）の元本部分、並びに、住友商事株式会社（別紙Ｎｏ．６）の2024年10月30日貸付分の元本部分（元本残高１億1858万8248円）をいう。
４　本協定において、弁済対象債権者とは、やまびこ債権回収株式会社、株式会社高知銀行、株式会社りそな銀行、東京信用保証協会及び住友商事株式会社をいう。
５　清算株式会社は、弁済対象債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、弁済対象債権残高の0.373％の金員（小数点以下四捨五入。具体的な金額は別紙記載のとおり。）を弁済する。
６　弁済対象債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済金を各弁済対象債権に充当する。
７　弁済対象債権者は、第５項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
８　協定債権者のうち弁済対象債権者以外の債権者は、本協定の認可の決定が確定した日をもって、清算株式会社に対し、各協定債権についてその債務の全額を免除する。
９　清算株式会社は、住友商事株式会社に対し、清算株式会社が受領した次の各号の金員相当額として、金557万8472円を支払い、協定債権者はこれに同意する。
（１）令和７年10月に清算株式会社が住友商事株式会社からの借入金を用いて行った労働保険料及び住民税の誤納付に関し、清算株式会社が受領した返金相当額として金204万3247円（労働保険料203万7847円及び住民税5400円）。
（２）令和７年７月１日以降の取引に関して生じた消費税に関する還付金相当額として353万5225円。
10　第５項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、弁済対象債権者に対し、各弁済対象債権の残額に相当する額の割合に応じて弁済する。この場合において、弁済対象債権者が第７項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
以　上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部